

第1編 総則

第1編 総 則

第1章 計画策定の目的

武力攻撃事態等が発生した場合、町は、町民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。町民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、町民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、町民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。

なお、町民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、町はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行う。

第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦から60年を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、2001年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、戦争を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画を策定するにあたり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

国民保護措置実施体制の確立及び連携

町は、国民保護対策本部等の設置等による国民保護措置実施体制の整備と県や国、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。

準備体制の充実

町は、武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

情報の伝達と共有化の確保

町は、住民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための体制や実施方法の確立を図る。

災害時要援護者の保護

町は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者の積極的な避難・救援対策を実施する。

町民の自助・共助

町は、武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの町民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。

基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障

国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。

国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、町民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

また町は、これらの手続に関連する文書を適切に保存する。

国際人道法の的確な実施の確保

町は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第4章 町の概況

第1節 地理的特性

(1) 地形

町は、東西に約13.7キロメートル、南北に約12.0キロメートルで、総面積は64.17平方キロメートルとなっている。埼玉県の北西部にあって、首都70km圏、荒川開口部 - 秩父山地と関東平野との接点に位置する。

町域の地形は、山地、丘陵、台地、低地からなり、大きくは、南西部の山地と北西部の平地に分けられる。また、荒川が東西に横断する。荒川の谷は、標高の低い沖積低地となっている。

(2) 気象

町は埼玉県北西部にあり、関東平野に位置するため、典型的な表日本型気候で冬は乾燥した北風あるいは北西風が吹きやすいという気象条件をもっている。月平均気温は約7～28、年降水量800～1600mmである。

(3) 隣接市町村との関係

埼玉県の北西部、都心から70km圏に位置し、東部は、嵐山町、深谷市に、南部は東秩父村、小川町に接している。また、西部は、長瀨町、皆野町に、北部は、深谷市、美里町に隣接している。

第2節 社会的特性

(1) 人口分布

本町の人口は、平成18年4月現在37,939人で昭和60年の31,515人から増加しているが、1世帯あたりの人口は、2.8人と年々減少しており核家族化が進んでいる。

また、昭和60年には、年少人口(0～14歳)の割合が23.08%、高齢者人口(65歳以上)の割合が11.09%であったが、それぞれ13.36%、20.18%となり少子高齢化が着実に進行している。

人口のうち、外国人登録者数は、昭和60年には33人であったが、439人と大きく増加しており、外国人は町全体の約1%を占める。

人口流動をみると、昭和60年の国勢調査における昼夜間人口比率は、87.6%であったが、平成12年では、84.8%であり、年々減少してきている。通勤や通学により町区域外に多くの町民がいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした町民に関する情報を迅速に収集し提供していくことが重要となる。

(2) 道路の状況

町の道路体系は、町の東南から北部を関越自動車道が通過しており、隣接市町にある花園インターチェンジや嵐山小川インターチェンジを利用し、広域的な物資の流通が盛んになってきた。町内の幹線道路網は、関越自動車道、国道140号と国道254号の2本の国道や合わせて15本の

主要地方道及び一般県道が整備されている。

(3) 交通網

町は、都心から約 7 0 km の埼玉県の北西部に位置し、町のほぼ中央を東武東上線、JR 八高線、秩父鉄道が走り、これらの鉄道は、町内の各地区を結ぶと同時に、池袋、八王子、高崎、熊谷、秩父など町外の都市と結んでいる。

また、東方には、関越自動車道がある。

(4) 自衛隊基地

町には、存在しないが、約 2 0 km 圏内に航空自衛隊熊谷基地がある。

(5) 危険物施設

町には、消防法に規定する危険物貯蔵施設数が、全町で 1 3 7 箇所である。その多くは、ガソリン、軽油、灯油等を貯蔵している。また、化学薬品などの貯蔵も認められる。

危険物貯蔵施設で最も多い地域は、男衾地区で 3 4 箇所に認められる。次いで多い地区は、折原地区の 2 8 箇所である。最も少ない地区は、用土地区であり、5 箇所に見られる。町の中心地区である市街地、西部地区では、3 3 箇所である。

危険物貯蔵施設別にみると、危険物地下タンク貯蔵所が最も多く 5 1 箇所に見られる。危険物地下タンク貯蔵所が多い地区は、西部地区、折原地区と男衾地区で、その箇所数はそれぞれに 1 2 箇所である。最も少ない施設は製造所で、鉢形地区に 1 箇所認められる。

(6) その他生活関連等施設

町には、ダム、発電所、浄水場施設など生活に関連を有する施設がある。ダム、発電所については、荒川水系の玉淀ダム、玉淀発電所が存在する。また、浄水場施設は、町営のものが 4 箇所ある。

(7) 建築物

町の課税台帳に記載される住宅は、約 2 万 8 千棟あり、その約 7 割が専用住宅となっている。

(8) 消防施設

町は、常備消防については、深谷市に委託している。なお、常備消防の他に消防団が組織されており、町内155人の団員である。

(9) 情報伝達

災害時等に円滑な応急対策を実施するために、防災関係機関や住民の間の情報伝達が重要である。町では、陸上移動局、屋外拡声子局等を設置している。

また、利用可能な通信施設としては、町の場合は町防災行政無線などがあげられる。

(10) 自主防災組織等

自主防災組織

町では町内を67地区に分け、自主防災組織の設立を推進しているところである。現在45の自主防災組織が設立されている。

防災備蓄

町では、役場の地下倉庫の他、総合体育館と各地区の小学校に防災倉庫を設置し、防災備蓄を進めている。備蓄の内容は、乾パン、毛布、発電機、水容器、飲料水精製装置などである。

(11) ライフライン

上水道

町の水道事業は、寄居上水道、金尾簡易水道、風布・小林地区簡易水道の3区分となっている。給水人口は、寄居上水道では37,230人、金尾簡易水道では384人、風布・小林地区簡易水道では158人で、町全体の給水人口は37,772人であり、給水戸数は13,496戸である。

下水道等

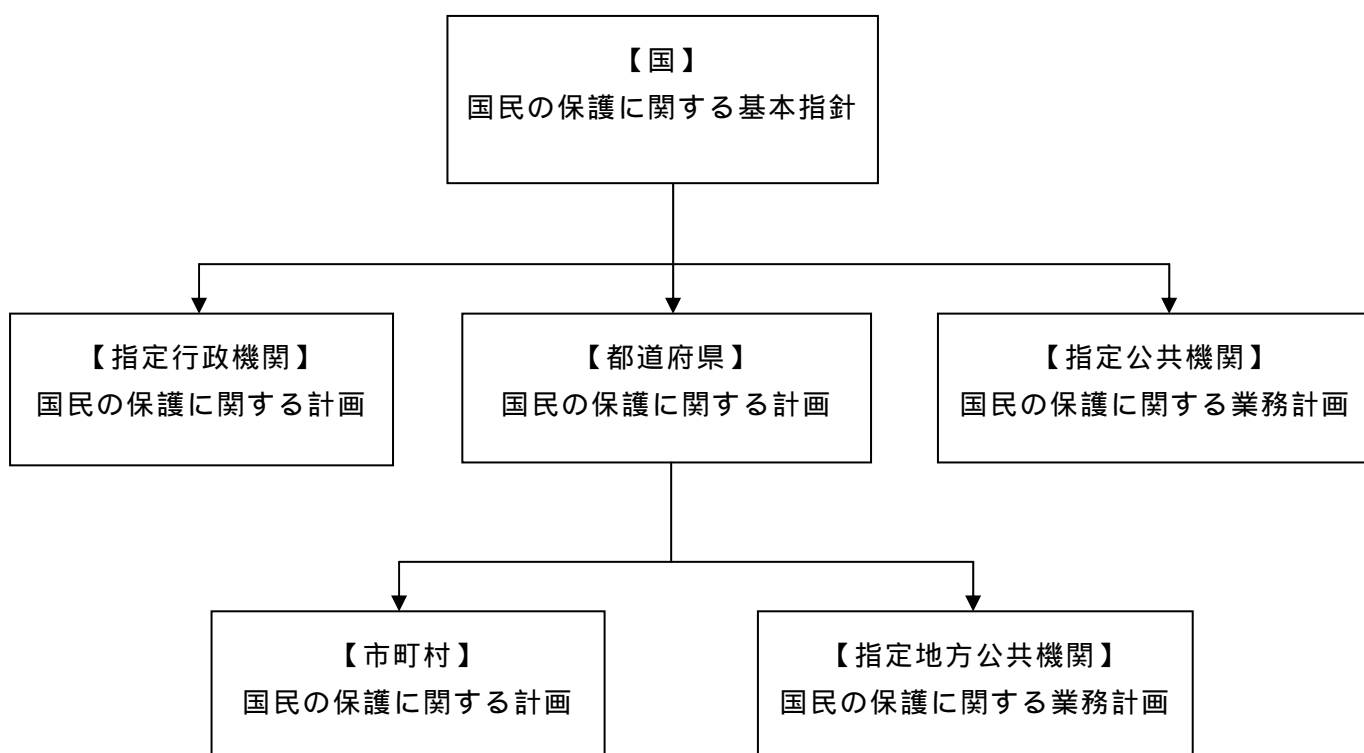
町の生活排水処理対策事業では、公共用水域の水質保全のため、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められた地域においては、荒川上流流域下水道に接続する公共下水道の整備により、農業集落地域においては、農業集落排水処理施設の整備により、それ以外の地域においては、合併処理浄化槽の設置推進及び污泥再生処理センターにおけるし尿等の処理により生活排水の処理を推進している。

第5章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。

この基本指針に基づき、県が策定した「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、町は「国民保護に関する寄居町計画」を策定する。



第1節 町の責務

町は、県や国、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、町の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

(1) 基本的事項

国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。

国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

当該地方公共団体の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

町長は、県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 町が実施する主な措置

警報、避難の指示の住民への伝達

避難住民の誘導

避難住民等の救援

安否情報の収集及び提供

退避の指示

警戒区域の設定

消防

水の安定供給等国民生活の安定に関する措置

< 参考 >

1 国の責務

(1) 基本的事項

基本指針を定めること。

武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。

地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。

国民の保護のための措置に関し、国費による適切な措置を講じること。

(2) 国が実施する主な措置

警報の発令

武力攻撃事態等の情報の提供

避難措置の指示、救援の指示・支援

放射性物質等（NBC災害）による汚染への対処

原子炉等による被害の防止

危険物質等に関する危険の防止

感染症等への対処

2 県の責務

(1) 基本的事項

国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。

国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 県が実施する主な措置

警報の市町村への通知

住民への避難の指示

県の区域を越える住民の避難に関する措置

避難住民等の救援

安否情報の収集及び提供

緊急通報の発令

武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置

生活関連等施設の安全確保

保健衛生の確保

生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置

3 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

(1) 基本的事項

指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

放送事業者

警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送

運送事業者

避難住民、緊急物資の運送

医療事業者

医療の実施

ライフライン事業者

電気、ガス、飲料水等の安定供給

電気通信事業者

通信の確保

第2節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、町はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備する。

また、町は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図る。

【関連資料】

- ・資料1 - 1 - 県、市町村の担当部署、連絡方法
- ・資料1 - 1 - 消防機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について
- ・資料1 - 1 - 指定行政機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について
- ・資料1 - 1 - 指定地方行政機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について
- ・資料1 - 1 - 指定公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について
- ・資料1 - 1 - 指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について

第3節 他の市町村との連携

武力攻撃事態等発生時には、町域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣市町村をはじめとする他市町村と相互に、町域を越える住民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておく。

第4節 公共的団体との協力体制

町が、国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。町は、公共的団体との相互の連携を密にし協力体制の整備を図る。

第5節 町民の協力

武力攻撃等が発生した場合、町は、警報や避難の指示の伝達、町民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、町民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、町は、町民相互の協力組織やボランティア等を育成していく。

一方、町民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めたり、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、町民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならない。

また、2次災害を避ける意味からも、町が、町民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。